



2018年1月12日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 山本良一  
(コード 3086 東証、名証第一部)  
問合せ先責任者 執行役 経営戦略統括部  
コーポレートガバナンス推進部長 牧田 隆行  
(TEL 03 - 6895 - 0178)

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令に関するお知らせ

当社子会社の株式会社大丸松坂屋百貨店は、平成28年9月13日に、東日本旅客鉄道株式会社様において使用する制服受注に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。本日、同委員会から株式会社大丸松坂屋百貨店に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社及び株式会社大丸松坂屋百貨店は、法令遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫びいたします。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

株式会社大丸松坂屋百貨店は、東日本旅客鉄道株式会社様において使用する制服受注に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認する等を内容とする取締役会決議を行うこと、かかる措置を東日本旅客鉄道株式会社様等に通知し、株式会社大丸松坂屋百貨店従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 196万円
- (2) 納付期限 平成30年8月13日

#### 3. 再発防止に関して

公正取引委員会による立入検査以降、大丸松坂屋百貨店は全従業員対象の独占禁止法教育研修の実施、独占禁止法に係るモニタリングの実施、競合他社との接触ルールの設定等の再発防止策を実施してまいりました。

今後はこの度の排除措置命令を受け、改めて当社グループにおきましても、独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、コンプライアンス経営を徹底してまいります。

#### 4. 業績への影響

本件による当社連結業績への影響は軽微です。

以 上